

令和 6 年 6 月 24 日現在

機関番号：33111

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2021～2023

課題番号：21K02005

研究課題名（和文）地域福祉計画は福祉分野の上位計画として機能するか—政令指定都市の検証から—

研究課題名（英文）Does a Community Welfare Plan function as an "upper-level plan" in the field of welfare? -Results from ordinance-designated cities-

研究代表者

丸田 秋男（MARUTA, Akio）

新潟医療福祉大学・社会福祉学部・教授

研究者番号：60339968

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,100,000円

研究成果の概要（和文）：研究方法は、法改正後、令和3年3月31日までに地域福祉計画を策定した全国の政令指定都市12市を対象に、計画の位置づけ、他の福祉計画との関係、策定委員会等の外部組織における議論等を外形的に分析するとともに、各指定都市の行政内部組織における意思決定過程等について郵送法による質問紙調査を行い11市から回答を得た（回収率91.7%）。

計画の外形的分析及び質問紙調査の結果から、計画の位置づけは「基盤的な計画」とする指定都市が8市（66.7%）を占め、他の福祉計画との関係においても整合が図られていない側面があることが明らかになった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

策定委員会等の外部組織における議論やパブリックコメントにおいても、「上位計画」としての位置づけや、他の福祉計画を横断的・総合的に統合する観点からの議論が十分でないことが窺われた。

地域福祉計画が福祉分野の「上位計画」として機能するためには、総合計画の下で、他の福祉計画を横断的・総合的に統合し、地域生活課題の解決に必要な施策の内容や量、財政措置を含む体制整備等について全庁的に合意形成する力量が問われることになる。

研究成果の概要（英文）：An external analysis was conducted for 12 ordinance-designated cities nationwide that had formulated community welfare plans by March 31, 2021, after the revision of the Act. The analysis examined the position of the plan, the relationship between the plan and other welfare plans, and the type of discussions held in external organizations such as planning committees. In addition, a questionnaire was sent to those cities by postal mail to examine the decision-making process in the internal administrative organizations of each designated city, and responses were obtained from 11 cities (response rate: 91.7%).

The external analysis of the plan and the responses from the questionnaire survey revealed that 8 designated cities (66.7%) positioned the plan as a "foundational plan", and that some aspects of the plan were not consistent in relation to other welfare plans.

研究分野：社会福祉学

キーワード：地域福祉計画 上位計画 政令指定都市 計画策定過程 庁内合意

様式 C - 19、F - 19 - 1 (共通)

1. 研究開始当初の背景

市町村地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）は、社会福祉法第 107 条に規定する行政計画であり、2018（平成 30）年 4 月の法改正により、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、「上位計画」として位置づけられた。

地域福祉計画については、社会福祉法第 107 条第 3 項により、「市町村は、定期的に、その策定した市町村地域計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるものとする」と規定されているが、地域福祉計画の評価、分析、検証および策定プロセスに関する学術的研究は、国立国会図書館、CiNii Articles および KAKEN のデータベースを活用して概観すると、十分に蓄積されているといえない状況にある。

2. 研究の目的

本研究の目的は、市町村の地域福祉計画の意思決定過程 - 事務決裁規程における決裁区分、他の計画を所管する担当課との合議の有無、財政当局との協議の有無等を検証する。地域福祉計画策定委員会等における審議過程の基礎となる議事録の分析を通じて、「策定ガイドライン」が求める視点、計画に盛り込むべき事項、老人福祉計画や障害者計画、子ども・子育て支援事業計画、健康増進計画等との調和、福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携等の確保に向けた審議の状況を検証する。その上で、実際に策定された計画内容を比較分析し、福祉分野の「上位計画」となる地域福祉計画の評価等の枠組・指標・方法等について提起することにある。

3. 研究の方法

(1)調査対象は、法改正後、2021（令和 3）年 3 月 31 日までに地域福祉計画を策定した政令指定都市（12 市）を対象とした。

(2)地域福祉計画等の外形的分析は、各指定都市のホームページに公表されている地域福祉計画、関連資料及び策定委員会等における議事録（議事要旨を含む。）を閲覧し、計画の位置づけ、他の福祉計画における地域福祉計画の位置づけ、パブリックコメントの結果、計画策定体制とその過程、策定委員会等における議論に関する必要なデータを収集した。

(3)行政内部組織の意思決定過程に関する調査は、各指定都市の市長（地域福祉計画担当課長）に対し、決裁の状況、関係部局への合議の状況、他の福祉計画及びその他の関連計画との関係、他の福祉計画及びその他の関連計画と調和・連携を図るための内部プロセスの状況、策定ガイドラインの活用状況、上位計画として機能するために必要な方策や取組について、質問紙調査票を用いて郵送法により実施した。

4. 研究成果

(1) 地域福祉計画の位置づけについては、計画本文において、福祉分野の「上位計画」と位置づけることを明記している指定都市は新潟市と岡山市の 2 市であり、神戸市と福岡市は地域福祉計画を兼ねる保健福祉総合計画等を上位計画とするイメージ図を用いて説明している。他の 8 市については、他の福祉計画と「連携」、「調和」、「整合」を図りながら、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を定めるなどといった文脈で記載し、イメージ図では基盤計画的な位置づけになっている。

(2) 他の福祉計画における地域福祉計画の位置づけについては、児童・障害者・高齢者の分野の

計画が、それぞれの計画において、地域福祉計画をどのように位置づけているかについては、三分野の計画とも地域福祉計画を「上位計画」として位置づけることを明記しているのは岡山市のみ（8.3%）であり、他の11市（91.7%）は「関連計画」等としている。

(3) パブリックコメントの結果については、各指定都市別にパブリックコメントの意見件数を人口対10万人あたりの比率でみると、川崎市が2.67と最も高く、次いで北九州市（1.71）、堺市（1.57）の順である。一方、低い順では神戸市（0.13）、熊本市（0.14）、岡山市（0.28）となっている。また、パブリックコメントにおいて地域福祉計画の位置づけに関する意見があったのは、新潟市の1市のみである。

(4) 計画策定体制とその過程については、各指定都市の計画策定体制をみると、行政内部の部局横断的な検討会等の立ち上げは大阪市、名古屋市、堺市、相模原市、熊本市の5市になっている。策定委員会等の下に分科会等を設けているのは大阪市、名古屋市、神戸市、福岡市、堺市の5市であり、策定委員会等のみでの計画策定は北九州市、川崎市、仙台市、新潟市、岡山市の5市となっている。

(5) 決裁及び関係部局への合議の状況については、各指定都市の決裁の状況は市長が9市（81.8%）、部局長が2市（18.2%）であった。地域福祉計画の決裁に係る合議の状況をみると、総務、企画、財政の担当部局（課）に合議を行っているのは川崎市、福岡市、岡山市、相模原市、熊本市の5市（45.5%）であり、そのうち財政部局（課）に合議を行っているのは福岡市と岡山市の2市（18.2%）である。

(6) 他の福祉計画及びその他の関連計画と調和・連携を図るための内部プロセスの状況については、他の福祉計画との調和を図る方法は、他の福祉計画担当課への意見照会や計画策定委員会等への参加が主となっている。

(7) 地域福祉計画と調和・連携を図る他の福祉計画及びその他の関連計画との関係については、高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉に関する計画（子ども・子育て支援事業計画をいう）は11市すべてに共通しているが、医療介護総合確保促進法に基づく市町村計画、次世代育成支援推進法に基づく市町村行動計画、健康増進計画等は指定都市によって取扱が異なる。また、連携を図ることが求められているその他の関連計画との関係では、成年後見制度利用促進法に規定される市町村計画は10市（90.9%）、再犯防止推進法に規定される地方再犯防止推進計画は8市（72.7%）、自殺対策基本法に規定される市町村自殺対策計画は8市（72.7%）であった。

(8) 策定ガイドラインの活用状況については、「十分に活用した」（45.5%）、「かなり活用した」（9.1%）、「ある程度活用した」（27.3%）を合わせると、全体の約8割が活用しているが、その一方で、神戸市と岡山市の2市（18.2%）が「あまり活用しなかった」という回答であった。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 丸田 秋男	4. 巻 29
2. 論文標題 地域福祉計画は福祉分野の「上位計画」として機能するか 政策形成過程と今後の課題	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 日本地域政策研究	6. 最初と最後の頁 20～26
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.32186/ncs.29.0_20	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 0件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 丸田秋男、青木茂
2. 発表標題 地域福祉計画分科会の総括と今後の展望
3. 学会等名 日本地域福祉学会（地域福祉計画分科会）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 丸田秋男、渡邊敏文、青木茂
2. 発表標題 地域福祉計画は福祉分野の「上位計画」として機能するか—政令指定都市の検証から—
3. 学会等名 日本地域福祉学会（自由研究発表）
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 丸田秋男、渡邊敏文、青木茂
2. 発表標題 地域福祉計画は福祉分野の「上位計画」として機能するか—政令指定都市の検証から—
3. 学会等名 日本地域政策学会甲信越・北陸支部研究会（自由研究発表）
4. 発表年 2024年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究 分担者	渡邊 敏文 (WATANABE Toshifumi) (80440478)	新潟医療福祉大学・社会福祉学部・教授 (33111)	
研究 分担者	青木 茂 (AOKI Shigeru) (80613645)	新潟医療福祉大学・社会福祉学部・教授 (33111)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------